

創元会埼玉支部規約

一、本支部は創元会規約に基づき、支部員相互の絵画に於ける技術の向上と親睦並びに研修を目的とする。

二、本支部の資格

本県在住の「一般社団法人創元会」本部の会員、準会員、会友及び一般出品者とする。(支部長間の合意で他県の者も認める)
但し、一般出品者は支部執行部の合意により入会を認める。

三、支部役員

本支部には、次の役員を置く。役員任期は二年とし再任を妨げない。

支部長 森 忠郎

副支部長 滝本高明

総務 増田萬珠子

会計監査 金子勝一

顧問 大島康至

顧問 高田 宏

顧問 深井米勝

顧問 柳沢千代見

(五十音順)

四、支部会費

本支部部員は、支部活動費として年間八千円を納入する。

但し、行事の内容によっては、参加者からその都度会費を徴収することが出来る。

五、本支部の活動は、支部の目的に沿い、支部員の希望によって民主的に実施されるものとし、次のような活動を行う。

総会 年一回 原則四月に開催する。

支部展 年一回 。

作品研究会、実技研修会など。

その他

六、慶弔、見舞いなどについては、その都度、役員会によって決定をするものとする。

七、支部員の除名(支部活動に支障を生じる行動をした場合除名する)。